

かがわ男女共同参画プランに対するご意見等と県の考え方・対応について

意見 NO.	頁	意見	県の考え方・対応
1	56	<u>指標について</u> 第3次プランで、「病児・病後児保育事業実施か所数」は、目標23か所にしていましたが、第4次プランでは22か所となっているのはなぜか。	第4次プランにおける目標値については、令和2年度からを計画期間とする第2期子ども・子育て支援計画における市町計画値及び市町への聴き取りにより、22か所としています。
	75	<u>指標について</u> 第3次プランの数値目標である「女性指導漁業士の新規認定数」について、目標の5人に達していないのに目標から外したのはなぜか。	水産業分野における男女共同参画社会の実現に向けた取組の全体的な指標として、水産関係団体との一層な連携を重視し、漁村地域の女性リーダーの集合体である「香川県漁協女性部連合会の活動回数〔累計〕」を、次期水産業基本計画の指標とする予定であり、それにあわせて第4次プランの指標としています。
	45	<u>重点目標11 女性へのあらゆる暴力の根絶</u> 民間シェルターは、現在どのような状況なのか。	民間シェルターは県内に1箇所あり、令和3年度から一時保護委託及び一時保護施設退所後における被害者の自立生活援助事業を委託しています。県婦人相談所と民間シェルターが連携し、被害者の多様なニーズに対応した支援に取り組んでいます。
2	38	<u>重点目標8 地域における男女共同参画の推進</u> 地域リーダー（ボランティア、地域団体）の養成は、とても難しいことのように思う。	地域リーダーは、各人の意欲やコミュニティでの意識啓発によるところが大きいことから、その育成は難しいと承知しておりますが、地域は住民にとって最も身近な場であることから、県としても関係団体等のご協力を得ながら、進めていきたいと考えています。
3	11	<u>3 計画策定の趣旨</u> 第3次プランでは、女性活躍推進法に関する記載があるが、今回の素案には記載がない。女性活躍推進法の改正についての記載を追加する必要があると思う。	この5年間で、女性活躍推進法だけでなく、その他関係する法律の改正や国の方針が出されるなど、様々な動きがあったことから、個別の法律について計画策定の趣旨には記載せず、それぞれの重点項目に記載することとしましたので、ご理解をお願いいたします。

	28	<p><u>重点目標5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現</u></p> <p>「令和2年6月には、雇用の分野における・・・性別を理由とする差別的取扱いや」の記載を「令和2年6月には、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や」に修正してはどうか。</p>	<p>委員ご指摘の部分は、令和2年6月のハラスメント対策の強化に向けた法律改正の説明ではないため、ご指摘のとおり削除します。</p> <p>また、「女性活躍推進法の改正による一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大」については、重点目標6に記載を行う予定としています。</p> <p>重点目標5の「現状と課題」の記載については、今後、原案までに検討したいと思います。</p>
	33	<p><u>重点目標6 働く場における女性の活躍推進</u></p> <p>「国においても、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が整備され、・・・」の記載を「国においても、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が改正され、令和4年度からは義務企業の対象が拡大されるなど」に修正してはどうか。</p>	<p>「国においても、令和2年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が改正され、令和4年度からは一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されるなど、」に修正したいと思います。</p>
	33	<p><u>重点目標6 働く場における女性の活躍推進</u></p> <p>(1) 働く女性の活躍推進</p> <p>① 「女性活躍推進法」趣旨の周知を図るとともに」の記載を「女性活躍推進法」の周知を図るとともに」に修正してはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおりに修正したいと思います。</p>
4	34	<p><u>重点目標6 働く場における女性の活躍推進</u></p> <p>(2) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備</p> <p>① 「・・・および「有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)の趣旨の周知を図り・・・」の記載を「・・・および「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)の周知を図り・・・」に修正してはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおりに修正したいと思います。</p>

56 57	<p><u>指標について</u></p> <p>上位計画である国の「第5次男女共同参画基本計画」との整合性を図った内容と思われる。次期プランでは、SDGsに対応し国際的視点に立った男女共同参画の推進が追加されている。数値指標としては、他自治体の計画を参考にすると、「国際交流団体会員数」「在住外国人に対する支援ボランティアの人数」「外国人相談事業における相談解決の割合」などが出てくると思われるが、目標に最も適した指標と目標値を定められることを期待する。</p>	<p>「国際交流団体会員数」については、数字を把握しておらず、目標値の設定が困難であり、「外国人相談事業における相談解決の割合」については、匿名の相談もあり、その後の確認ができないため、指標にすることは難しいと考えます。また、「在住外国人に対する支援ボランティアの人数」については、実際に活動している人数が把握できないことなどから、令和元年度に設置した「かがわ外国人相談支援センターにおける相談支援件数」を指標とし、外国人住民にも暮らしやすい社会を作り、多文化共生を推進したいと考えています。</p>
9 75	<p><u>指標について</u></p> <p>実績値が%の評価について、その判定の出し方が分からない。例えば、県審議会の女性割合35.4%で目標値が40%以上の場合はD判定で、市町審議会の女性割合27.8%で目標値が30%以上の場合はB判定となっており、その判定の出し方が不明であった。</p>	<p>令和元年度末現在で、基準値(H26年度)からの達成率が80%以上の者を「A:概ね順調に推移している」、80%未満40%以上を「B:一定程度進展している」、40%未満0%超を「C:少しは進展している」、0%以下を「D:進展していない」としています。</p>
5 26	<p><u>重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</u></p> <p>国の第5次計画にある「地方議会・地方公共団体における取組の促進」に当たる部分について、県の計画方針の中にない。この政治分野の男女共同参画については、国の第5次計画の中でも非常に注力して計画に入れている項目であり、国が主導するだけでなく、それを受けた地方側がどのようなアクションを起こしていくのかということも期待されていると思うので、検討いただきたい。</p>	<p>委員ご指摘の第5次計画の「地方議会・地方公共団体における取組の促進」については、主に国から三議長会への要請となっています。こうした中で、県として何ができるのか、様々なご意見をいただく中で考えてまいりたいと思います。</p>
5 28	<p><u>重点目標5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現</u></p> <p>先日、改正育児休業法が国会で成立し、来年からは大きく男性育休が変化していく。育休取得率を上げる施策も出てくることから、県としてどのように促進していくのか等踏み込んだ表記もほしいところである。</p>	<p>委員のご指摘を踏まえ、原案までには検討したいと思います。</p>

6	14	<p><u>7 計画の基本目標</u></p> <p>計画策定の視点（12p）の（3）で「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を挙げていることから、基本目標にも多様性の考え方を反映しても良いように思う。</p>	<p>委員のご指摘を踏まえ、原案までには検討したいと思います。</p>
7	33	<p><u>重点目標6 働く場における女性の活躍推進</u></p> <p>現状と課題の中に男女の賃金格差の問題を記入してほしい。</p>	<p>委員のご指摘を踏まえ、原案までには検討したいと思います。</p>